災害救助法に基づく応急修理に関するＱ＆Ａ

【対象住宅に関すること】

	質問	回答
1	単身赴任、原子力災害による避難等により住民票を移動せず、居住していた住宅が被災した場合、住宅の応急修理の対象となるか。	今後も引き続き被災した住宅に住み続ける場合には、複数月分の公共料金の支払証明など、客観的に居住の実態が確認できる資料により居住の実態が判断できれば対象となります。（公共料金の明細の場合、９月８日を含んだ期間となっている明細書等が必要です。）
2	別荘は応急修理の対象となるのか。	主たる住宅が別にある場合は、居住実態があったとしても応急修理の対象とすることはできません。
3	駐車場や倉庫も応急修理の対象としてよいか。	住宅の修理が対象となります。 駐車場や倉庫は対象外です。
4	１階が店舗や事務所として利用してる併用住宅は住宅の応急修理の対象となるか。	住宅の応急修理は、日常生活を営んでいるところを対象とするため、１階が事務所や店舗等である場合には対象となりません。 ただし、１階の階段が壊れて２階の居住スペースに行けない、１階にしかトイレがない等の理由であれば修理の対象となります。
5	住民票は一つだが、例えば「母屋」と「離れ」それぞれで修理を受けることはできるか。	世帯・生計が別で、それぞれが独立した住戸を形成していれば、それぞれで応急修理は可能です。
6	応急修理をして一時的に住家に戻った場合、最低○か月（○年）居住が必要であるという規定はあるのか。 ※その規定がある場合、やむを得ない場合（入院、施設に入所等）については緩和規定等があるのか。	特に規定はありません。 ただし、応急修理の趣旨を逸脱することはできません。（数か月しか居住しない場合等は対象となりません。）